

令和6年度 第1回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年4月

魚沼市農業委員会

別紙 1

令和6年度第1回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
○		2	貝瀬 正美	
○		3	高橋 祐次	
○		4	小岩 孝徳	
	○	5	蕪澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁 右エ門	
○		8	星 野 幸 夫	
○		9	佐 藤 洋 一	
○		10	浅 井 典 裕	
○		11	小 幡 中 治	
○		12	阿 達 正	
○		13	吉 田 久	
○		14	穴 沢 勝 也	
○		15	櫻 井 信 夫	議事参与の制限
○		16	佐 藤 陽 二	
○		17	瀧 澤 悟	
○		18	桑 原 正 文	
○		19	上 村 喜 久 雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		斎 藤 勝 浩	
○		森 山 玲 子	
○		櫻 井 紀 彦	

令和6年度 第1回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和6年4月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 14 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 2 番 貝瀬 正美 委員 4 番 小岩 孝徳 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について 農用地利用集積計画の決定について 令和6年度農業委員会業務計画及び令和6年度最適化活動の目標の設定等について
5		その他 閉会宣言 15 時 35 分

令和6年度 第1回魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年度第1回魚沼市農業委員会総会は、令和6年4月25日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

それでは、総会に先立ちまして、本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届けのあった方、議席番号5番葦澤芳子委員の1名です。出席者数18名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和6年度第1回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は14時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会副部会長（吉田久委員）

第1部会は、特に報告する事項はありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会は、特に報告事項はありません。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会も、報告事項は特にございません。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4部会の方は総会終了後、集合を願います。情報共有とご相談がございます。以上です。

広報部会会長（阿達正委員）

皆さんにお知らせですが、明日農業新聞が出ます。それに小幡農業委員の記事が掲載される予定ですので、明日農業新聞をご覧ください。以上です。

議長（上村会長）

それでは、報告事項それぞれ報告がありました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてありますので、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、議長のほうから指名をさせていただきます。まず議席番号2番貝瀬正美委員及び議席番号4番小岩孝徳委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は18件、73筆、119,989.00㎡の届け出がありました。解約の理由は、契約内容を変更するため、第三者に利用権設定、労力不足、賃借人への売却、経営規模縮小のためとなっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきまして、事務局の報告のとおり事前配付ということで目を通していただけたかと思えます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、報告第1号については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いします。

事務局（森山係長）

議案書の11ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は14件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。整理番号2番は相続手続きの遅れにより司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の13ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買2件、使用貸借権設定1件です。

整理番号1 申請地 ***** 田 4,289 m²

譲渡人 *****

譲受人 *****

権利種別 所有権移転 売買 *****円

申請の理由は、経営規模拡大のためです。譲渡人は耕作できず、申請地は以前より譲受人により耕作されてきましたが、この度、耕作者である譲受人と売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 **** * 畑 306 m²
譲渡人 **** *
譲受人 **** *
権利種別 所有権移転 売買 **** *円

申請の理由は、耕作便利のためです。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、耕作できないため、申請地の隣接地に居住する譲受人とこの度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3番は、農業者年金受給に伴う使用貸借権再設定です。

以上、整理番号1番、2番、3番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

高橋祐次委員

整理番号1番ですが、先日、現地確認と譲受人と面会して話をしたところ、今までどおり耕作を続けていくということですので、事務局の報告どおりです。問題はありません。以上です。

阿達正委員

整理番号2番ですが、本日朝、吉澤推進委員と譲受人と現地を確認してきました。もうジャガイモか何か植えてありましたので、問題ないと思います。事務局の説明のとおりです。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

それでは、所有権移転売買に関する整理番号1番・2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権に係る整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番・2番・3番について、異議なしと認め許可いたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の15ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	畑ほか1筆	合計 71 m ²
	農地区分	第1種農地		
	申請人	*****		
	申請概要	車庫1棟及び駐車場		
	転用目的	車庫建設及び駐車場敷地		
	判断理由	住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため		

申請人は申請地に車庫建設及び駐車場敷地として利用するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地を利用しているため、始末書が提出されており、追認の案件となっております。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

小岩孝徳委員

整理番号1番ですが、4月21日に志田推進委員と現地確認を行いました。当日は申請人は急用で来られなかったため、母親が立ち合いました。本人は農地を駐車場として使用したかったため、測量士に手続きを依頼しましたが、調査の過程で、現在の農地敷地の上に既に小さい丸車庫が建てられていることが判明しました。よって、始末書の提出をしてもらい、以後、農地適正管理についても理解いただけたので、本件に関して問題ないと思われまます。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の17ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は7件です。なお、整理番号5番及び整理番号6番は、議事参与の制限がありますので、最初に整理番号1番から整理番号4番まで説明をいたします。

整理番号1 申請地 ***** 田ほか1筆 合計 212 m²
農地区分 第1種農地
権利種別 所有権移転 贈与
譲渡人 *****
譲受人 *****
申請概要 一般住宅2階建1棟
転用目的 一般住宅建築敷地
判断理由 住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため

譲受人は現在アパートに居住しておりますが、実家に隣接している申請地を取得し、住宅を新築するため申請があったものです。

整理番号2 申請地 ***** 田 1,030 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 *****
譲受人 *****
申請概要 事務所2階建1棟
転用目的 事務所建設敷地
判断理由 住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんしているため

申請人の現在の事務所は申請地から県道を挟んだ向かい側にありますが、従業員の増加により、事務所が手狭になったことから、新事務所を建設するため申請があったものです。

整理番号3 申請地 ***** 畑 131 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 *****
譲受人 *****
申請概要 車庫1棟及び庭用地
転用目的 車庫及び庭用地

判断理由 住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連担しているため

農機具置き場だった小屋を車庫として使用するとともに、庭用地として使用するため申請するものです。

整理番号4 申請地 **** 田ほか7筆 合計 10,444 m²
農地区分 第1種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 ****
譲受人 魚沼市小出島910 魚沼市長 内田幹夫
申請概要 水の郷工業団地の造成
転用目的 工業団地造成
判断理由 地域整備法の定めるところに従って行われる場合の要件に該当するため

申請地は十日町地内の南魚沼市との境の農地であり、水の郷工業団地の拡張造成に伴う転用申請です。3,000 m²を超えますので、5月17日開催予定の常設審議委員会への諮問の案件となります。

議長（上村会長）

それでは、議案第3号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

貝瀬正美委員

整理番号1番ですが、4月20日に譲渡人と現地確認をしまして、申請どおり間違いないことを確認しました。

上村喜久雄委員

整理番号2番ですが、譲渡人、譲受人双方については昨年の秋に面談し、話があったということです。冬期間を経て、この春に申請というようなことで、4月21日に譲渡人と面談し、確認をさせていただきました。事務局説明のとおり、現事務所の道路を挟んだ前の農地ということになっております。特に問題はないと思います。

佐藤洋一委員

整理番号3番ですが、4月20日に高橋推進委員と現地確認に行ってきました。当日は譲渡人、譲受人ともお会いできなかったんですけども、事務局の説明のとおりです。

桑原正文委員

整理番号4番ですが、森山推進委員と連絡をとった中で、私一人で譲渡人と面会を4月21日にしてきました。本人と行き会わなかったんですけど、倅さんと話をしました。これは水の郷工業団地を計画するときから、所有者との意見統一がなされなくて、ずっと残ってきた場所なので、今回ようやく意思統一がなされて売買が成立したということを知っております。ご存じのように17号線バイパスと既存の企業に挟まれた農地でありますので、支障ないと思います。

議 長（上村会長）

それでは、整理番号1番から4番まで、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

桑原正文委員

整理番号3番の*****社というところは、何をやられている会社なんですか。もし分かったら教えていただきたいです。

事務局（櫻井主任）

*****社につきましては、不動産の売買や賃貸管理、不動産に関するコンサルティング、ホテル・旅館・民泊の運営など、建物全般に関する基本運用などを請け負っている会社です。

桑原正文委員

分かりました。

議 長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、整理番号1番から4番まで許可をいたします。

続いてお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

続きまして、整理番号5番及び整理番号6番については議事参与の制限により櫻井信夫委員は退席いただきます。

（櫻井信夫委員退席）

整理番号5	申請地	*****	田	74 m ²
	農地区分	第3種農地		
	権利種別	賃借権設定		
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	申請概要	通用道路の拡張		
	転用目的	通用道路建設敷地		
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められているため		

借受人は令和6年2月26日付け魚農委第*****号において、一般

住宅及びカーポート建設敷地を目的として、隣地について農地法第5条申請の転用許可を得ましたが、通用道路敷地が当初計画では狭く、工事作業等に支障をきたす恐れがあることが判明し、この度、道路用敷地を拡張する必要が生じたため、申請するものです。

整理番号6	申請地	*****	田	402 m ²
	農地区分	第3種農地		
	権利種別	所有権移転売買		
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	一般住宅2階建1棟		
	転用目的	一般住宅建設敷地		
	判断理由	申請地周辺には水管、下水道管が埋設されている5.0mの道路があり、申請地の概ね500m以内に教育施設（湯之谷小学校及び湯之谷中学校）があるため		

譲受人は現在アパートに居住していますが、住居が手狭となったため、申請地を取得し住宅を新築するため申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第3号整理番号5番・6番について、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

阿達正委員

整理番号5番ですが、昨日現場を確認に行きました。地図で分かるように田んぼの真ん中辺りに道路があるんですが、田んぼの先のところに家が建てるようで、建設用の幅が狭いようで広くなると工事に支障がきたすようでした。以上です。

星仁右衛門委員

整理番号6番ですが、4月20日、譲渡人と現地立会いを行いました。場所は七日市新田の湯之谷小学校グラウンドの脇です。両側へ家が建っておりまして、地目は田ですけども現状は畑でした。あとは事務局の説明どおりです。

議長（上村会長）

議案第3号整理番号5番・6番について、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号6番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、整理番号5番・6番については許可をいたします。

（櫻井信夫委員着席）

事務局（櫻井主任）

整理番号7 申請地 **** * 田 1,561 m²
農地区分 農用地区域
権利種別 賃借権設定
貸付人 **** *
借受人 魚沼市小出島910 魚沼市長 内田幹夫
申請概要 重機の待避所及び資機材置き場
転用目的 工事中仮設ヤード（一時転用）
判断理由 一時的な利用であり、事業に必要な面積、現場からの距離など、他の土地では代替が無い

ため、森林作業道開設工事を実施するため、施工重機の待避所及び資機材の仮置き場として、工事区域に隣接する申請地に工事中仮設ヤードに一時転用をするものです。

議長（上村会長）

整理番号7番につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

櫻井信夫委員

整理番号7番ですが、4月21日に山田推進委員と共に貸付人と面接をしました。場所は国道352号線沿いの北側、山側に当たりますが、事務局の説明のとおり****の工事の関係で資材置場として、魚沼市に2年契約で貸し出したという、一時的ということで、事務局の説明に補足する事項は特にありません。以上です。

議長（上村会長）

整理番号7番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。（特になし）

特になしですので、採決に入ります。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号7番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可をいたします。

魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の19ページをご覧ください。

議案第4号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について、今月は除外1件

の依頼がありました。

整理番号1 申請人 ****
申請地 **** 田 468 m²のうち 252 m²
変更理由 一般住宅建設敷地及びカーポートとするための除外
申請人が現在住む住居が手狭となったため、申請地を一般住宅建設敷地
及びカーポートとして転用するため除外の申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定についての整理番号1番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め決定いたします。

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の21ページをご覧ください。

議案第5号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法等一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされる改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	62 件
	筆数	262 筆
	面積	206,648.49 m ²

所有権移転	件数	4 件
	筆数	16 筆
	面積	12,438.00 m ²

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、41ページをご覧ください。

整理番号 5-1	所有権を移転する農用地	*****	田	5,060 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買	対価	*****	円
整理番号 5-2	所有権を移転する農用地	*****	田ほか 6 筆	
		合計	2,824 m ²	
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買	対価	*****	円
整理番号 5-3	所有権を移転する農用地	*****	田ほか 4 筆	
		合計	1,996 m ²	
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買	対価	*****	円
整理番号 5-4	所有権を移転する農用地	*****	田ほか 2 筆	
		合計	2,558 m ²	
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買	対価	*****	円

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 5 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第 5 号農用地利用集積計画の決定については、事務局の報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、決定いたします。

令和6年度農業委員会業務計画及び 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第6号令和6年度農業委員会業務計画及び令和6年度最適化活動の目標の設定等について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（斎藤事務局長）

議案書の43ページをご覧ください。

議案第6号令和6年度農業委員会業務計画及び令和6年度最適化活動の目標の設定等を決定してよいか意見決定を求めるものであります。3月22日開催の幹事会で概ねの確認をいただき、新潟県農業会議からの確認を得て、本日意見決定をいただきます。

まず、44ページから46ページの業務計画であります。

昨年度と変わった箇所としまして、まず、1. 基本方針の2行目に農業資材の高騰のことでありますとか、段落が変わって6行目のところに委員改選のことを入れております。また、13行目の段落の下のほうになりますが、今後は、令和7年3月末までの地域計画策定に向けて、地域の話し合いを促進する役割を果たしていく必要があります。と農業委員の役割として明記させていただきました。段落が変わりまして17行目、下から3行目くらいになりますが、農業委員及び農地利用最適化推進委員が農業者の公的代表者としての自覚と共通認識を持ち、とあります。こちら全農業委員となっておりますが、これは少し違和感があるということで、全は取っております。

そして、46ページ目になります。3. 事業計画の(6)地産地消・食育活動の推進になります。アの部分ですが、昨年度は意見交換会の実施としておりましたが、こちらを関係機関、団体と連携した取組を実施する。に変更させていただいております。こちらは、業務計画の修正点になります。

47ページ目からは、令和6年度最適化活動の目標の設定等であります。

まず47ページ目ですが、Ⅰ農業委員会の状況の2農家・農地等の概要は2020年農業センサスの数値、認定農業者数等につきましては、農政課で把握している数値を記載しております。

48ページ目になりますが、Ⅱ最適化活動の目標の(1)農地の集積①現状及び課題のところになりますが、真ん中あたりにこれまでの集積面積(B)がありますが、2,610ha、これは令和5年度の集積面積の実績であります。集積率(B)/(A)につきましては、69.4%という実績になっております。

そして、下のほう②目標をご覧ください。目標の集積率80%としておりますが、こちら最適化の指針を策定しましたが、そちらの15年度までの目標80%、それに合わせてこちら80%としております。そして、今年度の新規集積面積は40haを目標としておりますが、こちらの最終的な3,760haが農地面積ということですが、その80%となりますと、3,008haとなります。令和5年度末の2,610haを差し引きしますと、398haとなります。これを15年までですので10年間で達成するということになりますので、1年当たり10で割り返しまして、40haを今年度の新規集積面積の目標数値としております。そして、令和5年度の実績に今年度の数値40haを、目標を達成すると2,650haというのが令和6年度の最終的な目標、そして集積率の目標については70.5%という目標を設定させていただいております。

その下の(2)遊休農地の解消であります。こちらは令和3年度の遊休農地黄

色区分の面積を記入するということでしたので、これは昨年度と変わらず1haを記載しております。

49ページの(3)新規参入の促進であります。①現状及び課題としまして令和5年度新規参入者1経営体であります。こちらは法人でしたので、21haと規模が大きくなっております。その下の②目標ですが、過去3年間の平均の権利移動の面積が374haとなっております。また、こういった新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表していく農地の面積の目標といたしまして、こちらも平均の10分の1をとという基準になっておりますので、37.4haとしております。

2最適化活動の活動目標であります。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標の1人当たりの活動日数ですが、これは昨年度に引き続き月8日ということで目標とさせていただきます。

その下の(2)活動強化月間の設定目標は、活動強化月間年3回という目標にさせていただきます。5月下旬から6月下旬、遊休農地の解消。重点農地パトロールが6月以降にあるわけですが、その前段の準備としての活動強化月間とさせていただきます。そして、11月からになります。農地の集積、1月も農地の集積ということで、推進活動の実施、個別訪問等、それから次年度に向けての活動をということで強化月間とさせていただきます。

最後50ページですが、(3)新規参入相談会の参加目標ということで、年1回が新規参入の相談会等への参加回数ということで、1回としております。開催時期を12月としておりますが、これは例年就農チャレンジフェアということで、こちらも予定として12月を想定しましたが、市のいろいろな移住政策等もありますので、そういったところでも相談会で参加すれば、目標達成になるということになりますので、年1回はそういった活動をするということで目標とさせていただきます。説明は以上です。

議長（上村会長）

ただ今事務局長から説明がありました。農業委員会業務計画につきましては、基本的な文言については従来と同じようなところもあります。令和6年度につきましては、地域計画の目標地図を定めることが大きな目標となっておりますので、この辺の活動が重点的な活動となっていくというようなところでございます。先般3月の地区での座談会に皆様方からも出席をいただきました。引き続きまた6月2回、3回ということで地域に出向くというようなことでご協力をお願いしたいと思います。また、これに伴い最適化活動の目標設定というようなことで、最低月8日というようなことで従来からうたっております。農地パトロール、日頃の農地管理、また農業者との懇談・面談というようなことがありましたら、ぜひ活動報告に記入を願いたいと思います。いずれにせよ令和6年度の大きな重点目標といたしましては、地域計画の作成ということになりますので、よろしく願いいたします。

ただ今事務局から説明がありました。議案第6号令和6年度農業委員会業務計画及び令和6年度最適化活動の目標の設定等について説明が終わりました。内容につきまして、質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので採決に入ります。議案第6号令和6年度農業委員会業務計画及び令和6年度最適化活動の目標の設定等については、事務局の報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（森山係長）

- ・活動記録簿の評価記載、提出について。

議長（上村会長）

それでは、本日提案の報告並びに議案それぞれの事項につきまして、集中審議をいただきました。ありがとうございました。

（時刻は 15 時 35 分）

上記会議の内容は、令和 6 年度第 1 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議長

議席番号 2 番

議席番号 4 番
